

6 北海道自殺対策連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 本道における自殺死亡者数は、全国の中でも高い数値で推移しており、全道的な自殺対策が求められていることから、自殺者数の減少を目標に、関係機関・団体が連携し、総合的な自殺対策の推進を図るため、北海道自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (3) 自殺対策に係る関係機関の連携方策に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成機関)

第3条 連絡会議の構成は、次に掲げる機関の中から保健福祉部長が決定し、別表のとおりとする。

- (1) 保健・医療・福祉関係機関
- (2) 大学・研究機関
- (3) 警察・消防機関
- (4) 教育関係機関
- (5) 経営・労働関係機関
- (6) 司法関係機関
- (7) 自殺等に関する民間活動団体
- (8) その他保健福祉部長が適当と認める機関

(会議の開催)

第4条 連絡会議の開催は保健福祉部長が通知する。

2 保健福祉部長は、連絡会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成機関にあらかじめ通知するものとする。

- (1) 連絡会議の日時及び場所
- (2) 議 事
- (3) その他事前に通知する必要がある事項

(議事進行)

第5条 連絡会議の議事進行は保健福祉部福祉局障がい者支援担当局長（以下、「担当局長」という。）が行う。

2 前項の規定にかかわらず、担当局長は連絡会議の議事進行を担当する者を指名し、当該者に議事進行を依頼することができる。

(部会)

第6条 必要に応じ、連絡会議に部会を置くことができる。

2 部会の構成機関は、連絡会議構成機関の意見を聞いて、担当局長が定める。

(自殺対策推進アドバイザーの配置)

第7条 連絡会議において、自殺対策推進のための技術的な指導又は助言を行うアドバイザーを配置することができる。

2 自殺対策推進アドバイザーは保健福祉部長が委嘱する。

3 自殺対策推進アドバイザーは、連絡会議のほか、部会においても、必要な指導又は助言を行うことができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の運営に当たり必要となる庶務は、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課において処理する。

(見直し期限)

第9条 本会議は、平成25年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

この要綱は、平成22年1月26日から施行する。

この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

この要綱は、平成24年6月5日から施行する。

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

北海道自殺対策連絡会議構成機関

構成機関区分	機関名	
保健・医療・福祉関係機関	北海道医師会 札幌市医師会 北海道精神科病院協会 北海道精神神経科診療所協会 北海道看護協会 北海道臨床心理士会 北海道精神保健福祉士協会 北海道立精神保健福祉センター 札幌こころのセンター 北海道保健所長会 北海道精神保健協会 北海道社会福祉協議会 北海道民生委員児童委員連盟 北海道医薬品登録販売者協会 北海道地域包括・在宅介護支援センター協議会 北海道薬剤師会 北海道公認心理師協会 医療法人北仁会旭山病院（北海道依存症治療拠点機関）	18
大学・研究機関	北海道大学大学院医学研究院神経病態学分野精神医学教室 札幌医科大学医学部神経精神医学講座 旭川医科大学医学部精神医学講座 札幌医科大学医学部公衆衛生学講座 札幌医科大学保健医療学部 北海道医療大学心理科学部	6
警察・消防機関	北海道警察本部 全国消防長会北海道支部	2
教育関係機関	北海道教育委員会 札幌市教育委員会 北海道小学校長会 北海道中学校長会 北海道高等学校長協会 北海道特別支援学校長会 北海道国立高等専門学校校長会 全国大学保健管理協会北海道地方部会 北海道PTA連合会 北海道高等学校PTA連合会 北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会	11
経営・労働関係機関	北海道労働局 日本産業カウンセラー協会北海道支部 独)労働者健康安全機構北海道産業保健総合支援センター 中央労働災害防止協会北海道安全衛生サービスセンター 連合北海道 北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会 北海道税理士会	8
司法関係機関	日本司法支援センター札幌地方事務所 北海道弁護士会連合会 北海道ブロック司法書士協議会	3
自殺等に関する民間活動団体	北海道いのちの電話 旭川いのちの電話 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 北海道消費者協会	5
その他	北海道市長会 北海道町村会	2

計 55 機関